

## IV 第6回カツオ・マグロ漁業に関する研究座談会

水産海洋研究会  
共催 三崎遠洋漁業技術研究会

日 時 厲昭41年12月8日前10時30分～午后5時

場 所 神奈川県三浦市三崎商工会議所会議室

コンビーナー 中込淳（神奈川県水産試験場）

話題および話題提供者

マグロに関して提案されている国際的共同調査	三村皓哉（水産庁）
中小漁業の振興制度経過とその概要	田村竜彦（日本鰯鮪漁業連合会）
オーストラリア東海域マグロ漁場と漁況	船越福松（極洋捕鯨株式会社）
ミナミマグロの漁況について	磯部和男（神奈川県水産試験場）
マグロ類の資源診断	林繁一・本間操（南海区水産研究所）
オーストラリア西海区のマグロ漁場と海況について	柏谷昇（宝幸水産株式会社）
タスマン海方面マグロ漁場の水産海洋学的情報	宇田道隆（東京水産大学）

### 1 提案されている国際的共同調査

三村 皓哉（水産庁）

鮪資源の保存について大西洋における条約が結ばれた。かねてアフリカ沿岸諸国は日本の漁業進出に刺戟され、自分たちのとる魚がなくなつては困るとFAOに勧告を出していたので、FAOも放置できずどのような方法を講じ実施するかを作業部会を設け検討した。1965年三村らの出席した作業部会の報告は既報（本会報16.8）の通りである。この作業部会で条約粗案ができ、これに基いて1966年5月に関係各国の全権代表者会議がブラジルのリオデジャネイロで開かれ、日本からも出席して条約が採択され、米、韓、伯3カ国はその場で署名、日本は10月28日ローマで署名した。（批准はまだなされていない）。

発効は来年中かと思われる。この条約で設立される委員会は各國の行なう調査の調整や必要あれば勧告を行なう任務をもち、予算の許す範囲で委員会独自の調査も実施できる。最も多くの魚をとつている日本は調査の実施が要求され、分担金を出した上にかなりの負担がかかるであろう。条約の運営は実質的には最初の委員会構成と予算および、事務局の執行委員長、スタッフの影響をうける。

7カ国が批准すれば発効する。日本もなるべく早く批准し、第1回委員会に日本の意志を反映させ、できれば人も送りこんで積極的に対処することが望ましい。インド洋でもすでに具体的な動きがあり、FAOで1966年6月13日水産委員会が開かれ、各国行政責任者を集めた第1回会議議題の「インド洋の遠洋資源の合理的利用」すでにマグロ資源が重視されて検討する作